

熊野ブランド認定審査会設置要綱

(設置)

第1条 熊野ブランド（熊野の豊かな自然遺産、歴史文化遺産、産業遺産を結び付け、独自の資源および伝統的な加工技術などを活かし、ストーリー性のある特産品及び魅力ある加工品等、その生産者を会頭が認定したものをいう。次条において同じ。）に関する重要な事項を調査審議するため、会頭の付属機関として、熊野ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 審査会は、会頭の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 熊野ブランドの認定基準に関する事項
- (2) 熊野ブランドの認定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会頭が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、審査員3名以内で組織する。

(委員)

第4条 審査員は、学歴経験を有する者、その他会頭が必要と認める者のうちから会頭が任命する。

- 2 審査員の任期は1年とする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審査員は再任されることができる。
- 4 審査員は職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 審査会に審査員長を置く。

- 2 審査員長は、会頭の指名による。
- 3 審査員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長を指名する審査員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議は、審査員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の提案は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の規定に関わらず、審査員長が審査会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき審査員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の審査会の決議があったものとみなす。

5 審査会は、調査審議するため必要があると認めるときは、審査員以外の学識経験者を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、熊野商工会議所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営、その他審査会に関する必要な事項は、審査員長が審査会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施工する。